

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エクレホスピアの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、3千円の交通費を支払うものとする。

2 交通費の実費が、3千円を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、無報酬とする。ただし、交通費として3千円を支払うものとする。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、無報酬とする。ただし、交通費として3千円を支払うものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、無報酬とする。ただし、交通費として3千円を支払うものとする。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日より適用する。
- 2 この規定は、平成22年4月1日に変更された。